（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四）

第百七十八条の八　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置に係る者の氏名若しくは住居又は個人特定事項

［二～四　略］

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五）

第百七十八条の九　［略］

2　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。

一　前項の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　前項の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

［3　略］

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［略］

［2　略］

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び調書判決を除く。次項において同じ。）に記載し、又は記録したときは、第一項の氏名又は住居を記載し、又は記録したものとみなす。

4　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項第一号、第五十二条の五第二項第四号イ及び第三項第一号並びに第五十二条の十五第二項第四号イ及び第三項第一号中「署名押印すること」とあるのは「署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書すること」と、第六十条第一号中「署名する」とあるのは「署名し、若しくは第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六）

第百七十八条の十一　［略］

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、同項第一号イ又は第二号イに掲げる措置をとつた場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

（証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の通知・法第二百九十九条の四）

第百七十八条の八　［同上］

2　［同上］

一　検察官がとつた法第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置に係る者の氏名又は住居

［二～四　同上］

（証人等の氏名及び住居の開示に関する裁定の請求の方式・法第二百九十九条の五）

第百七十八条の九　［同上］

2　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

［新設］

［3　同上］

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［同上］

［2　同上］

3　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項の氏名又は住居を記載したものとみなす。

4　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」とあるのは「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（証人等の呼称又は連絡先の通知・法第二百九十九条の六）

第百七十八条の十一　［同上］

2　裁判所は、法第二百九十九条の六第四項の規定により、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて検察官がとつた法第二百九十九条の四第三項又は第八項の規定による措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求があるときは、弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。